

社会保障審議会 介護保険部会（第57回）	資料3
平成28年4月22日	

ケアマネジメントのあり方

ケアマネジメントのあり方

現状・課題

1. 適切なケアマネジメントの推進について

- 介護保険法の目的・理念には、高齢者が要介護状態等となっても、尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うことが定められている。また、保険給付は、要介護状態の維持・改善に資するよう行われ、利用者本位による保健・医療・福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されなければならないものとされている。
- ケアマネジャーは、要介護者等からの相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境等を十分に踏まえ適切なサービスを利用できるよう、市町村や各サービス事業者等との連絡調整等を行う者であって、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識や技術を有するものとされている。
- これまで、適切なケアマネジメントを推進するための施策として、
 - ・ 定期的かつ継続的にケアマネジャーの資質・専門性の向上を図るためのケアマネジャー更新制の導入、研修の義務化・体系化（平成18年度）
 - ・ 介護支援専門員に対する助言・指導など中核的な役割を担う者としての主任ケアマネジャーの創設（平成18年度）
 - ・ 主要介護給付等費用適正化事業の一つにケアプラン点検の取組を位置づけて実施（平成20年度）
 - ・ 効果的なケアプラン点検を実施するためのケアプラン点検支援マニュアルの作成（平成20年度）
 - ・ アセスメントやモニタリングに際して多職種協働を促すツールとしての課題整理総括表及び評価表の活用の手引きの作成（平成26年度）
 - ・ 地域ケア会議の法制度化（平成27年度）などが行われてきたところである。

ケアマネジメントのあり方

現状・課題

- また、ケアマネジャーは、担当する要介護者等の人格を尊重し、常にその立場に立って、要介護者等に提供される各サービスが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏ることのないよう、公正かつ誠実に業務を行わなければならないことが介護保険法に定められている。
- ケアマネジャーは公正中立に業務を行うことが必要である一方、ケアマネジャーの一部には「利用者本位のサービスがつかぬけない」といった業務遂行に関する悩みを抱えている実態も見られ、ケアマネジャーとして公正中立に業務を遂行することが困難な場面も見受けられる。

※ケアマネジャーが抱える業務遂行に関する悩みのうち、「利用者本位のサービスがつかぬけない」と回答した割合は20.7%

(平成25年度老人保健事業推進費等補助金「居宅介護支援事業所及び介護支援専門員業務の実態に関する調査」)

2. ケアマネジメント業務の遂行について

- 重度者や医療の必要性が高い利用者が今後増えていくものと考えられることから、ケアマネジャーには、ケアマネジメントを行う際の医療との連携や、ケアプランへの適切な医療サービスの位置付け、入院から退院後の在宅への移行時等における適切な連携を促進することが必要。

※居宅介護支援事業所の利用者のうち、病院等職員からケアマネジャーへの連絡がないまま退院していた割合は約4割(平成26年介護報酬改定検証調査)

※入院時についても、ケアマネジャーから病院等職員に対して在宅生活における状況等の情報提供が行われていない割合が、地域によって差は見られるものの一定程度みられる。

- また、ケアマネジャーの勤務上の悩みとして「相談できる相手がいない」、業務遂行に関する悩みとして「記録する書式が多く手間がかかる」、「困難ケースへの対応に手間がとられる」といった実態も一部に見られる。

ケアマネジメントのあり方

現状・課題

3. 適切なケアマネジメントを推進するための保険者等の関わりについて

- 現在、適切なケアマネジメントの推進を図るための市町村の取組として、ケアプラン点検や、地域ケア会議における個別ケースの検討等が行われており、これらの取組を通じてケアマネジャーへの支援を行いながら、地域のケアマネジメントの向上を図っている。

※ケアプラン点検の実施保険者は全体の60.8%（平成25年度実績）

（厚生労働省調べ）

※個別ケースを取り扱った地域ケア会議の開催の有無（平成25年度実績）

- ・市町村（担当部署）が主催した場合…29.3%
- ・地域包括支援センター（直営を含む）が主催した場合…72.4%

（平成26年度老人保健事業推進費等補助金「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」）

- ケアプラン点検を実施していない保険者についてその理由を尋ねた調査（※）では「ケアプラン点検に対応するための人数が不足している」（63.4%）、「知識やスキルを持つ人材がいない」（43.9%）といった理由が多くみられた。

（※平成21年度老人保健事業推進費等補助金「介護給付適正化におけるケアプラン点検の取り組みに関する研究」）

- 平成30年度には居宅介護支援事業所の指定権限が都道府県から市町村へ移譲されることとなっており、市町村は、保険者としての立場からケアマネジメントに適切に関わることが必要。また、「平成27年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成27年12月22日閣議決定）において、介護支援専門員業務に係る指導監査事務の市町村への付与等を検討することとされている。

論点

- 自立支援、公正中立、総合的かつ効率的なサービス提供の視点に基づく適切なケアマネジメントを確保するためには、どのような方策が考えられるか。
- さらに、市町村は保険者として、地域の中で適切なケアマネジメントの確保を一層進めるため、どのような方策を行うことが考えられるか。
- 医療介護等の連携のために、ケアマネジメントにおいて、専門職種や専門機関を有機的に結びつけるためにはどのような方策が考えられるか。
- 給付管理や書類作成等の業務負担も踏まえて、ケアマネジャーの業務のあり方をどのように考えるか。